

第4条（採用者の退職等）

第1項 採用者が入職日以降、次に記載する期間内に退職した場合は、乙は、第2条に基づき支払われた紹介料金を下記の割合に従って甲に返還するものとする。但し、甲の責に帰すべき事由による雇用契約の終了、採用者の死亡、天災事変等の不測の事態に基づく雇用契約の終了については、この限りではない。尚、紹介料金の返還は、採用者の退職日から1ヶ月以内に甲が乙に書面により報告し、退職に関する事実関係（退職理由を含む）を甲及び乙が確認できたものに限る。

- | | |
|----------------------------|-----|
| （1） 入職日以後1ヶ月未満で退職した場合 | 80% |
| （2） 入職日以後1ヶ月以上3ヶ月未満で退職した場合 | 50% |
| （3） 入職日以後3ヶ月以上6ヶ月未満で退職した場合 | 10% |

第2項 前項における入職日から退職日までの紹介料金の返還に関する計算期間（以下「計算期間」という）の計算方法は、以下のとおり入職日を初日として算入して計算する。

- （1） 入職日が暦日の各月1日で、入職日と同じ月の末日をもって退職した場合、計算期間は1ヶ月とする。
- （2） 入職日が各月1日以外の場合、入職日の属する月の翌月の入職日同日の前日をもって退職した場合、計算期間は1ヶ月とする。
- （3） 1月29日から1月31日までの入職日で、2月末をもって退職した場合、計算期間は1ヶ月とする。

第5条（身元保証等）

第1項 乙は、乙の紹介する求職者につき、身元保証等を一切行わないものとする。

第2項 乙の紹介する求職者が資格を保有しているかについての確認等は甲が行うものとし、乙の責に帰すべき場合を除いて、採用決定後に当該求職者が無資格であることが判明し、それより甲に損害が発生したとしても、乙は一切その責任を負わないものとする。

第6条（採用決定後の損害賠償）

乙の責に帰すべき場合を除いて、入職日以後に採用者がその業務に関して甲又は第三者に対して発生させたいかなる損害についても、乙は一切の責任を負わないものとする。

第7条（乙から提供される個人情報の機密保持等）

第1項 甲は本件業務に関して、乙から知り得た求職者の個人情報（氏名、生年月日、職業、性別、その他の記述または個人別に付された番号・記号その他符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもので、当該情報のみで識別できないが他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）を、一切第三者に開示または漏らしてはならない。